

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成28年7月11日

枚方市長 殿



提出者

住 所 大阪府枚方市藤阪東町1丁目2-1

氏 名 国家公務員共済組合連合会
枚方公済病院 病院長 野原隆司

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-858-8233

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	国家公務員共済組合連合会 枚方公済病院
事業場の所在地	大阪府枚方市藤阪東町1丁目2-1
計画期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83: 病院
②事業の規模	313床
③従業員数	557人
④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程	O P室・病棟より排出→院内指定場所一時保管→委託業者回収→全て 焼却処理→焼却後埋立

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり（昨年度と同じ）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成27年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	79.37 t	0.081 t
(これまでに実施した取組) ・分別のみ（可燃性、非可燃性廃棄物）			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	70 t	0.01 t
(今後実施する予定の取組) ・排出抑制に努める。（感染性廃棄物）			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・昨年度と同じように分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引き続き詳細に分別保管する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（平成27年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（平成27年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
	自ら燃回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
	自ら燃回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

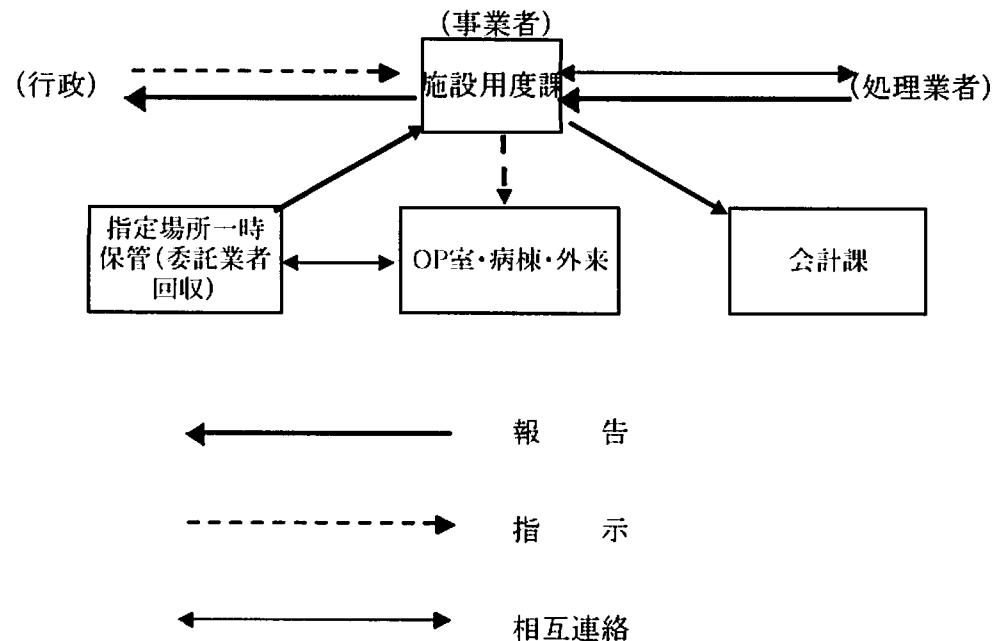
		【前年度（平成27年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)			・実施していない。	
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)			・予定なし。	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（平成27年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
	全処理委託量	79.37 t	0.081 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	79.37 t	0.081 t	
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	79.37 t	0.081 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)			・委託基準を遵守できる産廃処理業者を選定しており、定期的に処理状況確認を行っている。	

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
②計画	全処理委託量		70 t	0.01 t
	優良認定処理業者への処理委託量		70 t	0.01 t
	再生利用業者への処理委託量		0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量		70 t	0.01 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)				
<ul style="list-style-type: none"> ・委託基準を遵守できる産廃処理業者を選定し、定期的に処理状況の再確認を行う。 ・感染性廃棄物と非感染性廃棄物を詳細に分別化する。 				
※事務処理欄				

添付資料 管理体制図及び各部署の役割
〔管理体制図〕



〔各部署の役割〕

部署	役割
施設用度課	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・行政に対する報告等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 ・各部署間の調整及び指示 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理費用の請求書等の伝票チェック及び支払